

**国出先機関対策PTの作業及びそれ
に基づく資料について(イメージ)**

| 国土計画等に係る調査・調整（広域地方計画に係るもの） | |
|----------------------------|--|
| 事務所 | 〔 課 〕 |
| 地方整備局 | 〔建政部近畿圏広域地方計画推進室〕※行政組織規則上の組織ではない *行政組織規則における所掌事務 ○企画部（広域計画課） 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策に係る計画に関する調査及び関係地方公共団体との連絡調整に関すること ○建政部（計画・建設産業課、計画管理課） 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関すること |
| 本省 | 〔国土交通省国土計画局総合計画課〕 （所掌事務）（国土交通省ホームページより） ○国土利用計画及び国土総合開発計画の企画及び立案並びに推進に関すること ○国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること |
| 地方整備局 の担う 業務内容 | <p>■ 「広域地方計画」に関する業務</p> <p>（1）広域地方計画に関する調査及び連絡調整、策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「近畿圏広域地方計画協議会」を設置し、国の関係地方行政機関、関係府県、政令市、市町村及び経済団体が広域地方計画の策定及びその実施に必要な事項を協議。同協議会の下に「近畿圏広域地方計画協議会幹事会」を設けて、協議会の円滑な運営を図るため事前調整を実施。 ○ また、同協議会の設立までは「近畿圏広域計画検討会議」及び「近畿圏広域計画検討会議幹事会」を設け、広域地方計画の策定に必要な事項を検討。 ○ さらに「近畿圏広域計画学識者会議」を設け、専門的な見地から意見を聴取するとともに、パブリックコメントも実施。 ○ 計画の策定までの各会議の開催実績（約3年2月間）は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 近畿圏広域地方計画協議会： 2回 同 幹事会： 6回 近畿圏広域計画検討会議： 4回 同 幹事会： 13回 学識者会議： 5回 パブリックコメント： 1回 ○ 国土交通大臣が決定（平成21年8月4日） <p style="text-align: right;">※全国計画は平成20年7月4日閣議決定</p> <p>【根拠法】国土形成計画法 （広域地方計画）</p> <p>第九条 国土交通大臣は、次に掲げる区域（以下「広域地方計画区域」という。）について、それぞれ国土形成計画を定めるものとする。</p> <p>二 近畿圏（京都府、大阪府、兵庫県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。）</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>(2) 広域地方計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画のモニタリングとして毎年度その推進状況を検証し、モニタリング資料の公表や各プロジェクトの推進状況などについて、HP やニュースレターを通じた広報を実施。 ○ 広域地方計画に掲げたそれぞれの戦略目標の達成状況の把握は、平成 21～23 年度のプロジェクトの進捗状況を踏まえ、平成 23 年度の進捗状況とりまとめの際に行う。 <p>〔注〕近畿圏広域地方計画は、国土形成計画法に基づき、近畿圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）を対象に作成した概ね 10 ヶ年間の計画。平成 21 年 8 月 4 日に策定。次回の策定手続きは平成 29 年頃に開始の見込み。（現計画検討経過からの想定）</p> |
| <p>区分</p> | <p>③（全国計画との整合性は必要） A-2（広域連合に移管すべきもの）</p> |
| <p>（本省との関係）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土形成計画法で、広域地方計画は全国計画を基本として、当該広域地方計画区域における国土の形成に関する方針や目標、目標を達成するための主要な施策を定めるとされており（第 9 条第 2 項）、全国計画との整合性は必要。 ○ 本省の具体的な関与は不明（本省との事前調整＋広域地方計画策定時の大臣決裁か？） ○ 但し、全国計画との整合性を得るため、国と関西広域連合との調整手続きをあらたに設ければ、広域連合が自ら広域地方計画を策定することは可能。 |
| <p>備考</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会をはじめ各会議の運営（ロジ）、会議資料作成は民間事業者（シンクタンク等）に丸投げしている可能性あり。 *平成 21 年度、(社)システム科学研究所（京都市）が「近畿圏広域地方計画策定に関する資料作成業務」を受託（簡易公募型入札→(社)システム科学研究所及び三菱 UFJ リサーチ & コンサルタントが応札し、(社)システム科学研究所が 7,400,000 円で落札） *平成 19～20 年度、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング（東京都）が「近畿圏広域地方計画に関する検討業務」を受託 ※ 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティングは、「平成 21 年度中部圏広域地方計画に関する基礎資料作成業務」及び「平成 21 年度中部圏広域地方計画のモニタリング検討業務」も受託 ○ 関西広域連合と現近畿圏広域地方計画の対象区域・構成機関には相違があるため、広域地方計画区域や対象範囲の調整が必要。（広域地方計画区域については、国土審議会圏域部会で検討され、平成 18 年 7 月、政令で決定） 関西広域連合：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県・徳島県 近畿圏広域計画協議会構成機関：福井県・岐阜県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・岡山県・徳島県 （現計画対象区域は、滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県であるが、近畿圏に隣接する福井県・岐阜県・三重県・鳥取県・岡山県及び徳島県の 6 県の区域であっても、本計画の実施に密接に関係する事項についても本計画に盛り込まれている。） |

近畿経済産業局の係る補助金・委託費調べ（平成22年度）

| 地域新成長産業創出促進事業 （近畿ソーシャルビジネス・ネットワーキング事業） | |
|---|--|
| 担当課 | 地域経済部地域開発室 |
| 補助事業等の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における様々な社会的課題を解決し、発展に寄与するビジネスとして期待されるソーシャルビジネスを推進するため、自治体、金融機関、支援機関等の広域ネットワークを構築し、地域経済の活性化を図る。 ○ 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> （1）近畿ソーシャルビジネス・ネットワーキングの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記団体を運営し、また、事業者を掘り起し、拡大を図る。23年度以降は自立化を見据えること （2）情報提供事業の実施、報告会等の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信のためのホームページの運営、普及啓発のための報告会の開催 （3）「資金調達支援方策研究会（仮称）」の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金面の課題解決のため、研究会を設置し、効果的な資金調達を検討等 ○ 公募対象 <ul style="list-style-type: none"> 法人（複数の法人による共同申請も可） |
| 交付先・委託先の決定プロセス | ①募集・受付〔経済産業局〕 ↓ ②第三者による審査委員会で審査〔経済産業局〕 ↓ ③採択〔経済産業局〕 |
| 自治体の関与 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域ネットワークに自治体も参加 ○地域の産業資源の発掘やその活用は、地域に密着した地方が本来は担うべき役割。国本来の役割ではない |
| 三位一体改革以前の補助金との関係 | |
| 予算額（全国） *22年10月末時点の現 予算額 | 1,389,868千円の内数 （イ：地域新成長産業創出促進事業委託費） 予算：項）地域経済活性化対策費 |
| 近畿経済産業局内の 応募・採択状況 | 3件応募 →1件採択 |
| 採択例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定非営利活動法人大阪NPOセンター 委託額：4,999,975円 なお、「近畿ソーシャルビジネス・ネットワーキング」については、平成20年に設立した団体であり、運営は当時から大阪NPOセンターが委託し |

| | |
|------------|---------------------------------|
| | ている。→この運営の委託に関しては大阪NPOセンターの独占状態 |
| 公益的法人等との関係 | |
| 自治体での類似事業 | |

問 東日本大震災の際、国は東北地方整備局の努力もあって、幹線道路の迅速な復旧を行うことができた。出先機関を地方に移して災害時の対応に支障を来すことはないのか。

- 出先機関の仕事や組織を廃止すると言っているのではなく、あくまでも地方のガバナンスの下にまるごと移管を行うことを求めている。今回の震災直後における道路復旧などの対応手法もそのまま引き継ぐことにより、対応が可能である。

〔今回の東北地方整備局の道路復旧の対応〕

震災直後に内陸（国道4号線、東北自動車道）から津波被害の大きな沿岸部にルートを確認するため、「くしの歯型」に16ルートで集中的に啓開作業を実施。震災後4日後には15ルートを啓開・確保した。また、道路啓開が進んだ箇所より応急復旧を開始、1ヶ月後には全42区間の通行を確保した。

【理由】

- ①災害協定に基づき地元建設業者等に早急な協力を得られた
※地方にも同様の仕組みあり
(例：地震災害時等における大阪府管理道路等の応急対策業務に関する協定)
- ②災害等における緊急随意契約による迅速な工事契約
※地方にも同様の仕組みあり（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）
- ③全国の地方整備局からの応援部隊の派遣（TEC—FORCE）
※関西広域連合もTEC—FORCEの枠組みに参画することにより同様の対応は可
- ④耐震補強対策により橋梁などの被災が小さかった
※地方が一元管理することにより地方道も含めた総合的な対策をとることができる（財源の移管によりこれまで地方道の行き届かなかった部分への対策も行うことができる）

- また、迅速・的確な通行確保のためには、地元の実情に通じた地方が直轄国道を含め一元的に道路管理を行うのが効率的である。

〔今回の地方整備局の道路復旧の対応〕

今回の震災時における対応は、地元を知り尽くした地方整備局の職員に現場の指揮権限を与えられたことが早急な対応にあられた一因と指摘されている。

- なお、今回の震災のような緊急時に、国の関与を否定するものではなく、緊急時における国との連携の仕組みを検討しておけばよい。

問 「平時のオペレーションは地方の指揮下に置き、緊急時は国の指揮下に」との主張は一見そのとおりと思うが、実際には、普段の訓練や態勢を整えておかないと緊急時には機能しないのではないか。

- 東南海・南海地震や今回発生した東日本大震災のような大規模広域災害時には、各出先機関はそれぞれが作成している「防災業務計画」に基づき災害対応に当たるが、「丸ごと移管」である以上、各機関が行っていた計画作成業務は当然引き継ぐとともに、いざ発災となれば、国と地方が十分な連携のもと、災害対応に当たることになると考えている。
- 今回の東日本大震災では、自治体消防から精鋭を集めた緊急消防援助隊が、国の指示の下、被災地に派遣され、その能力を十分に発揮した。同様に、平時から制度を整え、訓練しておくことで、緊急時でもそれぞれの組織の機能を十分発揮することが期待できる。
- 例えば、地方整備局を丸ごと移管した場合でも、全国の地方整備局からの応援部隊の受入や他の地方整備局への派遣について、関西広域連合も含めた枠組みとして制度化することなどにより、緊急時においても今回の震災対応と同程度の活動は十分可能と考えている。

問 消防は平時も非常時も、末端の消防職員が行う業務はまったく同じだから可能なのではないか。しかし、例えば道路の管理において、高速道路の建設・補修等の設計は都道府県に技術がなく、彼らが非常時に招集されても対応できないのではないか。

- 「丸ごと移管」は、国出先機関の組織や業務自体を廃止するものではなく、出先機関の全ての事務・権限を、その組織・人員・財源とともに移管し、地方のガバナンスの下に置くもの。
- 高速道路の建設や補修等の設計のノウハウを持った職員についても、そのまま広域連合の職員となり、より住民に近いガバナンスのもと、現在の業務を行ってもらうことを想定している。
- このため、移管後、非常時に広域連合から招集された職員が技術的に対応できないということは、想定されない。

問 国立公園は国民全体の「宝」であり、地方に管理を委ねるのは適当ではないのではないか。

- 地方が管理をしても国立公園の自然を損なうことにはつながらない。実際に国立公園の許認可事業及び整備事業のうち一部を都道府県が行ってきた。

〔国立公園の許認可事業〕

軽易なもの 都道府県知事権限（法定受託事務）
* 都道府県によっては受託せず、国が実施している
それ以外のもの 環境大臣権限（一部を地方環境事務所長に委任）

〔国立公園の整備事業〕

～平成16年度 国直轄事業（都道府県負担なし）と国庫補助事業（都道府県が一部を負担）
平成17年度～ 国直轄事業（都道府県負担なし）と都道府県単独事業
* 国直轄事業であっても、国庫負担100%で都道府県が施行委任を受け実施している事業がある。
* 部分的な修繕など直轄事業とならないものは都道府県が単独事業として行っている。

- また、自然公園法や鳥獣保護法に基づき、都道府県が管理している国定公園や鳥獣保護区にも、国民全体の「宝」に相当し、国際的にも重要な自然環境は存しており、これらも適切に管理されている。

* 国定公園は、都道府県の申出により環境大臣が指定及び公園計画（保護又は利用のための規制又は事業に関する計画）の決定を行うが、許認可等の行政管理責任は都道府県にある。また、公園事業は国の交付金を受けて都道府県が行っている。
* 琵琶湖、秋吉台など国定公園内に存在するラムサール条約登録湿地もある。

問 「地方が国立公園を管理すれば、観光資源としても活用できる」との主張のようだが、国の管理下にあっても観光資源として活用できるのではないか。都道府県立自然公園を観光資源として活用している市町村もある。それと同じことではないか。

- 現在の国立公園は、観光資源として活用するために必要な国と県との連携が取れていない面がある。
（例）公園区域指定のための調査が地元への事前説明のないまま進められる
- 環境大臣の許可権限の標準処理期間が1～3ヶ月だが、都道府県が法定受託事務として担う許可権限の標準処理期間は1ヶ月であり、地方移管により利用者への素早い対応が可能となる。また、許可権限を地方に一本化することで、統括的な公園管理が可能となる。
- 現在の国立公園の施設整備主体は国であり、県は施設整備を要望するのみである。整備の優先順位付けは国で行われ、地方は関与できない。地方移管後は地方による主体的な施設整備の箇所決定が可能となる。
- 都道府県立自然公園における行為の許可権限は知事にある。標準処理期間は国立公園の環境大臣権限より短く、迅速な対応を行っている。
（例）鳥取県の標準処理期間：20日間（2以上の所管に係るものは1ヶ月）
- 都道府県立自然公園の施設整備主体は都道府県と市町村とに分かれている。新たな施設を必要とする場合、市町村は都道府県に要望するだけでなく、都道府県の補助金を活用して自ら整備することも可能である。

国・地方の二重行政の解消によるメリット

《経済産業局の事例》

(現状) 国と地方が同様の施策を実施<二重行政>



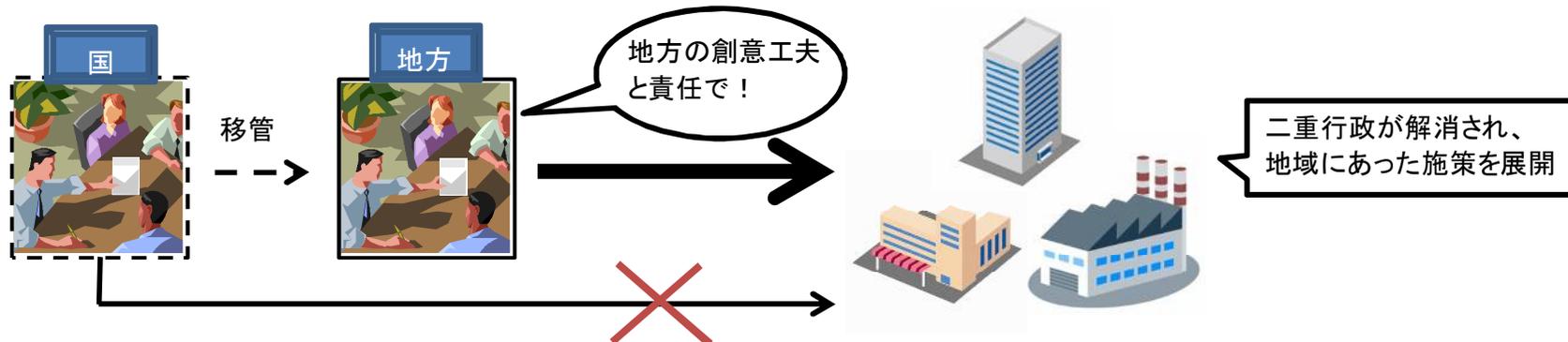
関西広域連合に移管

①地域の实情にあわせて産業施策等を効果的に展開

- ・地域の政策課題(中小企業対策、中小市街地や商店街の活性化など)は地域の創意工夫と責任で対応
- ・地方は環境、まちづくり、観光など多岐にわたる施策とともに総合的に対応

②二重行政が解消され国・地方を通じたスリム化が可能に

- ・従来二重行政となっていた中小企業対策や新産業の創出を一元化し、業務を効率化
- ・国は全国規模の戦略策定や環境整備(金融・税制など)、国際交渉等の役割に専念できる



一体的な行政の実施によるメリット

《地方整備局の事例》

- 一級河川の管理に係る事務・権限を「まるごと移管」
- まちづくり行政(ex.都市計画)と河川行政との連携を強化・総合化

before



after



その結果、

まちづくりと
川づくりが
一体となり、

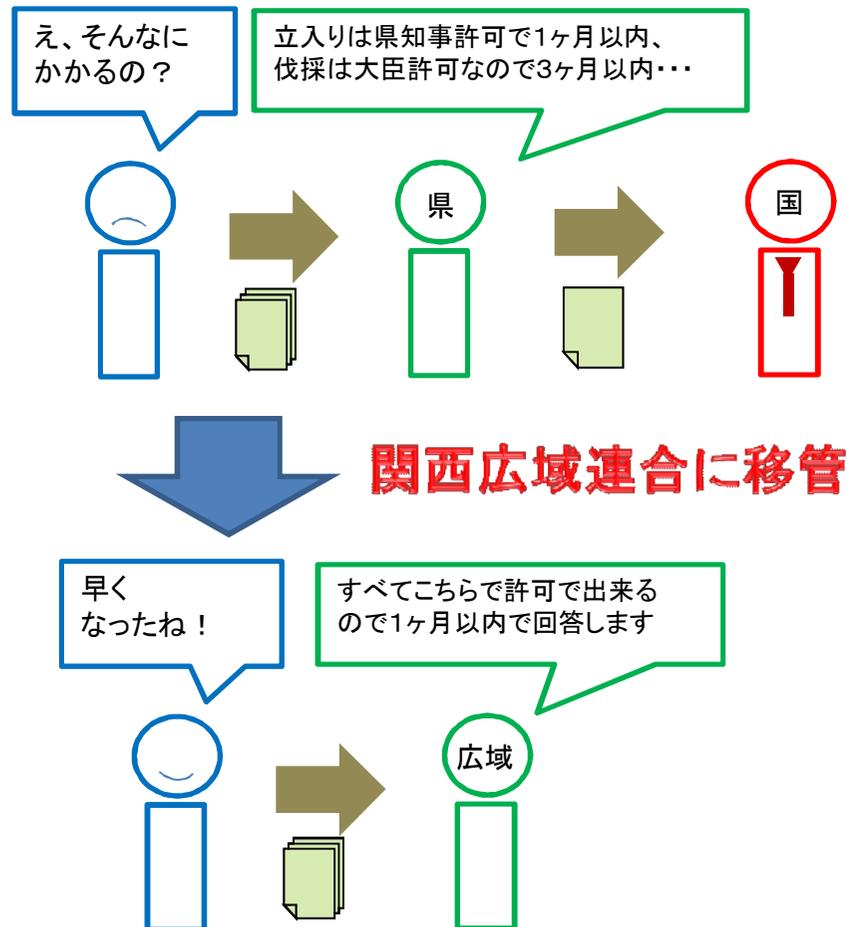
「川を活かしたまちづくり」
や
「総合治水」
が一層の推進。

※ いざというとき、下流部の氾濫を防ぐための遊水地として機能

非効率性が排除されることによるメリット

《地方環境事務所の事例》

- 国立公園の意思決定の迅速化
- 地域の特性やニーズにあった施設整備事業を実施
- 国立公園全体の統括的な管理が可能



- 大臣権限は標準処理期間1~3ヶ月、公園によっては一部が知事権限
- 施設整備は国直轄事業（地方は要望するのみ、優先順位は国が決定）

- 標準処理期間1ヶ月（現在の都道府県法定受託事務と同じ）
- 施設整備は地方が実施（地域の実情により優先順位は地方が決定）